

第29回 農業委員会総会議事録

平成28年11月28日開会

中標津町農業委員会

平成28年11月28日、第29回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 和泉光広 |
| 2番 | 後藤田宏幸 |
| 3番 | 高橋正一 |
| 4番 | 赤波江信二 |
| 5番 | 佐野弥奈美 |
| 6番 | 國光達男 |
| 7番 | 小林亨 |
| 9番 | 中村正生 |
| 10番 | 笠原康博 |
| 11番 | 氏家康夫 |
| 12番 | 杉本公也 |
| 13番 | 本田信幸 |
| 14番 | 本田芳明 |
| 15番 | 纒坂尚久 |
| 16番 | 金刺健四郎 |
| 17番 | 安田稔 |
| 18番 | 戸田重勝 |

本日欠席した委員

- | | |
|----|-----|
| 8番 | 飯島浩 |
|----|-----|

附議した案件

- イ) 議案第144号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ロ) 議案第145号 買受適格証明願いについて
- ハ) 議案第146号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ニ) 議案第147号 現況証明願いについて
- ホ) 議案第148号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- ヘ) 議案第149号 農地法第6条の規定に基づく法人の定期報告による要件の確認について
- ト) 報告第81号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- チ) 報告第82号 耕地防風林の設置完了について
- リ) 報告第83号 農業経営改善計画認定について
- ヌ) 報告第84号 中標津町農業委員会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例制定について

本日出席した職員

事務局長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
農地係長	佐久間照雄
係	本田文子

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第29回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を、議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
13番、本田信幸 委員。
14番、本田芳明 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を、事務局長から報告致します。

- 事務局長 10月24日の総会以降につきまして会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。
10月25日、札幌市にて北海道農業会議臨時総会が開催され理事として会長が出席しております。同日、北海道農業会議平成28年度第7回常設審議委員会が開催され審議員として会長が出席しております。10月31日から11月1日の2日間

の日程で、中標津町農業委員視察研修を実施致しました。本年は会長、代理を含め委員8名、事務局1名の計9名で新得町を訪問しました。1日目は新得町農業委員会を訪問し、6次産業化の状況や農業委員制度改正などについて意見交換を行い、2日目は「新得町立レディースファームスクール」を視察し、施設見学や取り組み内容について研修させていただきました。

次に、北海道農業会議及び根室地方農業委員会連合会の主催により、平成28年度根室地区農業委員等研修会及び交流会が、根室北方四島交流センターニ・ホ・ロを会場として、1市4町の農業委員、事務局員の出席のもと11月11日に開催され、本町から、農業委員9名、事務局員3名が参加しております。

研修会では、「TPP協定と国内農業をめぐる情勢について」など、農業会議 佐久間専務理事、水尻技師の説明を受けました。また、研修会終了後、会長・会長代理・事務局長会議が開催され、「平成29年度義務外負担金について」「全国農業委員会会長代表者集会における要請について」などの協議を行って決定しております。

会議終了後は、交流会が行なわれ他市町の農業委員、職員と意見交換を行なったところでもあります。

次に11月25日第39回中標津町表彰式が執り行われました。

同日札幌にて平成28年度第8回常設審議委員会が開催されており、審議員として会長が出席し不在のため、本田代理、事務局長、庶務係長が出席しております。

以上会務報告といたします。

議 長

以上で、会務報告を終わります。

日程3、報告第81号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長

報告第81号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)～(5)について、事務局よりご説明申し上げます。

議案の43ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積65,634㎡ほか1筆、合計畑98,414㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成26年4月1日から平成29年3月31日まで。5、合意解約成立の日、平成28年11月9日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第148号(3)に関連するもので、現在、近隣農家へ賃貸借中の農地について、借主へ譲渡するため、期間内解約するものです。

議案の44ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 120,878 m²の内 116,858 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 19 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、平成 28 年 11 月 14 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第 1 4 8 号（4）に関連するもので、現在、近隣農家へ賃貸借中の農地について、借主へ譲渡するため、期間内解約するものです。

議案の 4 5 ページをお開きください。

（3）1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 41,427 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 23 年 11 月 28 日から平成 33 年 11 月 30 日まで。5、合意解約成立の日、平成 28 年 10 月 20 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第 1 4 4 号（1）及び議案第 1 4 6 号に関連するもので、所有地の一部を砂利採取のため一時転用することに伴い、使用貸借していた農地を期間内解約するものです。議案の 4 6 ページをお開きください。

（4）1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 6,685 m²ほか 1 筆、合計畑 48,933 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 24 年 6 月 24 日から平成 29 年 6 月 30 日まで。5、合意解約成立の日、平成 28 年 11 月 14 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第 1 4 4 号（5）及び議案第 1 4 8 号（7）に関連するもので、現在、近隣農家へ賃貸借中の農地の一部について、借主を変更するため、期間内解約するものです。議案の 4 7 ページをお開きください。

（5）1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇 代表社員 〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 93,489 m²の内 70,489 m²。
3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 27 年 6 月 19 日から平成 30 年 10 月 23 日まで。5、合意解約成立の日、平成 28 年 11 月 14 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第 1 4 4 号（5）及び議案第 1 4 8 号（7）に関連するもので、現在、農地所有適格法人へ使用貸借中の農地の一部について、近隣農家へ賃貸借するため、期間内解約するものです。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程 4、議案第 1 4 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。（1）から（4）について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり） 高橋委員。

上程になりました議案第144号「農地法第3条の規定による許可申請について」

(1) について説明致します。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積41,427㎡の内24,139㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、一部5条転用面積を除き、再度使用貸借するもの。借主、再度使用貸借を受けて農業経営を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成28年11月28日から平成33年11月30日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、後継者へ使用貸借していた農地の一部について、農地法第5条による農地一時転用申請を行った箇所を除外し、農地部分について、再度、使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。次に(2)から(4)につきましては関連する申請であることから、一括して説明致します。

5ページをお開きください。

5ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積17,596㎡ほか7筆、合計畑125,934㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、6,900,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。7ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇有限会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番地〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積21,578㎡ほか6筆、合計畑213,416㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、14,500,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。9ページをお開きください。

(4) 1、譲渡人、大阪府〇〇〇〇市〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、会社員。2、

土地の表示。〇〇〇〇番地〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積39,128㎡ほか3筆、合計畑60,053㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,460,000円。

6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この3件につきましては、当事者両名の申し出により所有権の移転をしたい旨の申し出があったもので、価格を独自に設定するものであります。

申請地は、譲渡人の所有地を、近隣農家へ譲渡するものです。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 議案第144号(5)について説明いたします。11ページをお開きください。

1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、代表社員 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積93,489㎡の内7,489㎡。利用状況、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人に使用貸借するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成28年11月28日から平成30年10月23日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。作付作物、馬鈴薯ほか。

7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、使用貸借を合意解約し、近隣農家へ賃貸借した箇所を除いた農地について、自ら経営する農地所有適格法人に再度使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第144号「農地法第3条の規定による許可申請について」

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第145号「買受適格証明願いについて」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第145号「買受適格証明願いについて」(1)について説明致します。14ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名、年令、職業。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積1,893㎡。利用状況、畑。3、入札又は落札しようとする理由、経営規模拡大のため。4、申請人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。5、競売の内容。(1)競売の裁判所、北海道財務局。(2)競売の事件番号、物件番号109号。(3)競売の期日、入札期間、平成28年11月25日～平成28年12月8日。開札日、平成29年1月12日。6、見取図は別紙のとおりです。
この案件につきましては、北海道財務局が11月4日に公示した公売物件に入札するため、必要な買受適格証明願書の発行について、申請されたものであります。認定農業者であり、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、農地法第3条第1項の許可を受けられる者であると判断しました。
以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程6、議案第146号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第146号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。17ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、畑、現況、畑、面積、41,427 m²の内 17,288 m²。3、許可を受けようとする事由、砂利採取のため。

4、転用の期間、平成28年12月20日から平成29年12月19日まで。5、権利の種類、使用貸借権。6、採取量、砂利47,599 m³。7、最大切深9.5m。

8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。

申請地については、施設用地に隣接している箇所では一段高くなっている状況にあり、砂利採取後には施設用地と高さを併せ、農業用施設を建設する予定となっております。

今回の申請面積は17,288 m²となっております。

平成28年10月12日、農地委員会及び第1地区推進班にて現地調査の結果、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後においては隣接地と一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。
日程7、議案第147号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました、議案第147号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。20ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積10,812 m²。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、山林。3、申請の理由、地目変更登記のため。

4、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

申請者が所有していた農地を近隣農家へ譲渡するにあたり、農地以外の部分を精査したところですが、公簿が畑で現況が山林となっていた土地について地目変更するものです。平成27年10月5日、第2地区推進班で土地評価した際、農地・採草

放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程8、議案第148号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
(1)から(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第148号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(3)について説明いたします。
23ページをお開きください。
(1)1、当事者の住所、氏名、年令。
譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積34,765㎡ほか2筆、合計畑36,395㎡、利用目的、普通畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、2,474,000円。6、資金調達方法、経済改善資金2,400,000円、自己資金74,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、作付作物、馬鈴薯。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。
なお、(2)につきましても譲渡人が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。25ページをお開きください。
(2)1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積101,613㎡ほか1筆、合計畑115,585㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、2,447,000円。6、資金調達方法、経済改善資金2,400,000円、自己資金47,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。
この2件の案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があ

り、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。
別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。27ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積65,099㎡ほか1筆、合計畑97,879㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、7,287,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 議案第148号(4)について説明いたします。29ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積120,878㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、8,425,000円。6、資金調達方法、経済改善資金8,400,000円、自己資金25,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第148号(5)について説明いたします。31ページをお開きください。

(5)1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積41,913㎡ほか2筆、合計畑42,408.86㎡、採草放牧地15,478㎡、利用目的、普通畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,203,000円。6、資金調達方法、経済改善資金3,200,000円、自己資金3,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、作付作物、馬鈴薯。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、平成28年9月9日にあっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第148号(6)について説明いたします。33ページをお開きください。

(6)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積31,098㎡ほか4筆、合計畑79,283㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年11月29日から平成33年12月31日まで。6、価格、年299,000円。7、資金調達

方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 議案第148号(7)について説明いたします。35ページをお開きください。

(1)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積93,489㎡内63,000㎡ほか3筆、合計畑123,488㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。

貸主、賃借地を再調整し、近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。

4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、

期間、平成28年11月29日から平成29年11月28日まで。6、価格、年370,000

円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇

人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借を合意解約した農地について、地区内で再調整し借主を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(8)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第148号(8)について説明いたします。37ページをお開きください。

(8)1、当事者の住所、氏名。

譲渡人、札幌市中央区〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿牧場、現況畑、面積 4,828 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、193,000 円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(8)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第 148 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 9、報告第 82 号「耕地防風林の設置完了について」を議題に供します。
(1) について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 報告第 82 号「耕地防風林の設置完了について」(1) について説明いたします。
49 ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、耕地防風林等設置の理由、防風・防雪のため。3、設置する農地の地番、地積、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、33, 448 m²。4、設置面積 3, 752 m²。
5、耕地防風林等の幅員及び長さ、幅員 14 m、長さ 268 m。6、耕地防風林等の樹種、ハルニレ 900 本、7、工期、事業着手、平成 26 年 6 月 9 日。事業完了、平成 28 年 6 月 15 日。施工者、〇〇〇〇。8、完了検査年月日につきましては、平成 28 年 10 月 13 日、第 5 地区推進班において現地確認をしまして、計画通り設置されていることを確認しております。以上です。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で報告を終わります。
日程10、議案第149号「農地法第6条の規定に基づく法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第149号「農地法第6条の規定に基づく法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。40ページをお開きください。
平成27年度分といたしまして、株式会社〇〇〇〇。
平成28年度分といたしまして、株式会社〇〇〇〇。
以上2件の提出がありました。
平成28年10月20日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。
以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本件は承認されました。
日程11、報告第83号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第83号「農業経営改善計画認定について」、事務局よりご説明致します。議案の51ページをお開きください。
今回につきましては、平成28年3月31日～平成28年7月10日付けで、認定のあった4件について記載しております。
新規認定者は1件、再認定者は3件、以上報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。
日程12、報告第84号「中標津町農業委員会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 事務局長。

事務局長 報告第84号「中標津町農業委員会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例制定について」事務局よりご説明申しあげます。議案では53ページですが、55ページの中標津町農業委員会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をお開きください。農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会の委員の選出方法や定数の定めが変更されたことから条例の一部を改正するものでございます。第1条第1項をこの条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、中標津町農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員の定数を定めるものとする。」に改め、第2条の見出し中「選挙による」を削り、同条中「法第7条第1項の規定に基づき、」及び「選挙による」を削り、「定数は14人」を「定数は18人」に改め、第3条を削るもので、中標津町議会12月定例会にて提案するもので、附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものです。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で報告を終わります。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第29回総会を閉会致します。
ご苦労さまでした。
(閉会 11時10分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年11月28日

会 長 安 田 稔

13番 本 田 信 幸

14番 本 田 芳 明